

厚生年金保険・国民年金事業の概況
(令和 7 年 3 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和7年3月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,294万人であり、前年同月に比べて、10万人（0.2%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,881,028	42,849,361	25,286,186	17,563,175	331,936
船員以外	2,877,081	42,798,128	25,234,953	17,563,175	331,803
一般男子	・	25,234,560	25,234,560	・	376,922
女子	・	17,563,175	・	17,563,175	266,974
坑内員	・	393	393	・	400,132
（再掲）短時間労働者	149,329	1,112,221	257,521	854,700	155,125
船員	3,947	51,233	51,233	・	442,860
国民年金	・	20,088,552	7,358,350	12,730,202	・
第1号	・	13,474,139	7,142,070	6,332,069	・
任意加入	・	206,343	83,650	122,693	・
第3号	・	6,408,070	132,630	6,275,440	・
合計	・	62,937,913	32,644,536	30,293,377	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表 2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	令和6年3月末 (千か所)	令和7年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和6年3月末 (千人)	令和7年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和6年3月末 (円)	令和7年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	2,791	2,881	3.2	42,109	42,849	1.8	326,159	331,936	1.8
船員以外	2,787	2,877	3.2	42,058	42,798	1.8	326,027	331,803	1.8
一般男子	・	・	・	25,071	25,235	0.7	370,279	376,922	1.8
女子	・	・	・	16,987	17,563	3.4	260,712	266,974	2.4
坑内員	・	・	・	0	0	△ 2.5	391,414	400,132	2.2
（再掲）短時間労働者	94	149	58.8	919	1,112	21.1	152,267	155,125	1.9
船員	4	4	△ 0.4	51	51	1.2	435,797	442,860	1.6
国民年金	・	・	・	20,728	20,089	△ 3.1	・	・	・
第1号	・	・	・	13,665	13,474	△ 1.4	・	・	・
任意加入	・	・	・	206	206	0.0	・	・	・
第3号	・	・	・	6,856	6,408	△ 6.5	・	・	・
合計	・	・	・	62,836	62,938	0.2	・	・	・

(2) 給付状況

○ 令和7年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,403万人であり、前年同月に比べて、33万人（0.7%）減少している。

表3 制度別年金受給者数 (単位：人)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	36,189,445	15,781,273	14,020,569	545,151	5,832,502	9,950
旧共済組合を除く	35,966,306	15,652,995	13,974,208	543,335	5,786,075	9,693
旧法	399,415	106,916	73,554	21,494	187,970	9,481
新法	35,556,806	15,544,068	13,900,397	521,136	5,591,205	・
（再掲）基礎あり	28,319,840	14,837,658	13,066,084	345,794	70,304	・
基礎または定額あり	27,932,030	14,857,154	13,074,876	・	・	・
基礎繰上げあり	2,089,897	706,274	1,383,623	・	・	・
基礎繰上げなし	25,842,133	14,150,880	11,691,253	・	・	・
基礎及び定額なし	1,512,435	686,914	825,521	・	・	・
船員保険（旧法）	10,085	2,011	257	705	6,900	212
旧共済組合 計	223,139	128,278	46,361	1,816	46,427	257
旧法	45,101	30,258	905	643	13,038	257
新法	178,038	98,020	45,456	1,173	33,389	・
（再掲）基礎あり	142,255	97,382	43,865	1,007	1	・
国民年金 計	36,301,746	33,052,220	943,906	2,217,941	87,679	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,447,309	4,399,782	233,592	1,783,440	30,495	・
旧法拠出制	296,283	162,494	103,321	24,402	6,066	・
新法基礎年金	36,005,463	32,889,726	840,585	2,193,539	81,613	・
（再掲）基礎のみ	7,365,474	5,392,346	132,619	1,809,474	31,035	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,151,026	4,237,288	130,271	1,759,038	24,429	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	44,029,096	33,898,453	1,854,526	2,416,291	5,849,876	9,950

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。

5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。

6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。

9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和7年3月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、52.3兆円であり、前年同月に比べて、1.4兆円（2.7%）増加している。

表4 制度別受給者年金総額 (単位：百万円)

	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	26,375,005	17,572,038	2,601,813	372,318	5,825,918	2,918
旧共済組合を除く	26,139,543	17,400,521	2,592,150	370,706	5,773,308	2,858
旧法	422,725	164,342	29,460	25,967	200,160	2,795
新法	25,697,097	17,230,191	2,562,596	343,234	5,561,076	・
（別掲）基礎年金	20,180,448	10,975,069	8,828,179	308,015	69,186	・
船員保険（旧法）	19,721	5,988	93	1,505	12,072	62
旧共済組合 計	235,462	171,516	9,664	1,612	52,610	61
旧法	77,701	60,800	414	892	15,534	61
新法	157,760	110,716	9,250	719	37,075	・
（別掲）基礎年金	109,865	75,433	33,563	868	・	・
国民年金 計	25,889,717	23,571,951	236,299	1,987,913	93,554	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,569,594	2,881,580	55,823	1,602,653	29,537	・
旧法拠出制	129,670	80,465	24,268	22,291	2,646	・
新法基礎年金	25,760,048	23,491,486	212,031	1,965,622	90,908	・
（再掲）基礎のみ	5,376,033	3,684,097	32,224	1,625,249	34,463	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,439,924	2,801,115	31,555	1,580,362	26,892	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	52,264,722	41,143,989	2,838,112	2,360,230	5,919,472	2,918

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表5 制度別受給者状況の推移

	受 給 者 数			年 金 総 額		
	令和6年3月末 (千人)	令和7年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和6年3月末 (億円)	令和7年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計	36,225	36,189	△ 0.1	257,560	263,750	2.4
旧共済組合除く	35,975	35,966	△ 0.0	254,909	261,395	2.5
旧法	473	399	△ 15.5	4,898	4,227	△ 13.7
新法	35,491	35,557	0.2	249,783	256,971	2.9
船員保険（旧法）	12	10	△ 13.7	227	197	△ 13.2
旧共済組合 計	249	223	△ 10.5	2,652	2,355	△ 11.2
旧法	54	45	△ 16.4	933	777	△ 16.7
新法	196	178	△ 8.9	1,719	1,578	△ 8.2
国民年金 計	36,255	36,302	0.1	251,109	258,897	3.1
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,712	6,447	△ 3.9	45,887	45,696	△ 0.4
旧法抛出处	364	296	△ 18.6	1,540	1,297	△ 15.8
新法基礎年金	35,891	36,005	0.3	249,570	257,600	3.2
（再掲）基礎のみ	7,547	7,365	△ 2.4	53,342	53,760	0.8
（再掲）基礎のみ共済なし	6,348	6,151	△ 3.1	44,347	44,399	0.1
福祉年金	0	-	△ 100.0	0	-	△ 100.0
合 計	44,354	44,029	△ 0.7	508,670	522,647	2.7

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

4. 年金総額には一部停止額を含む。

5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

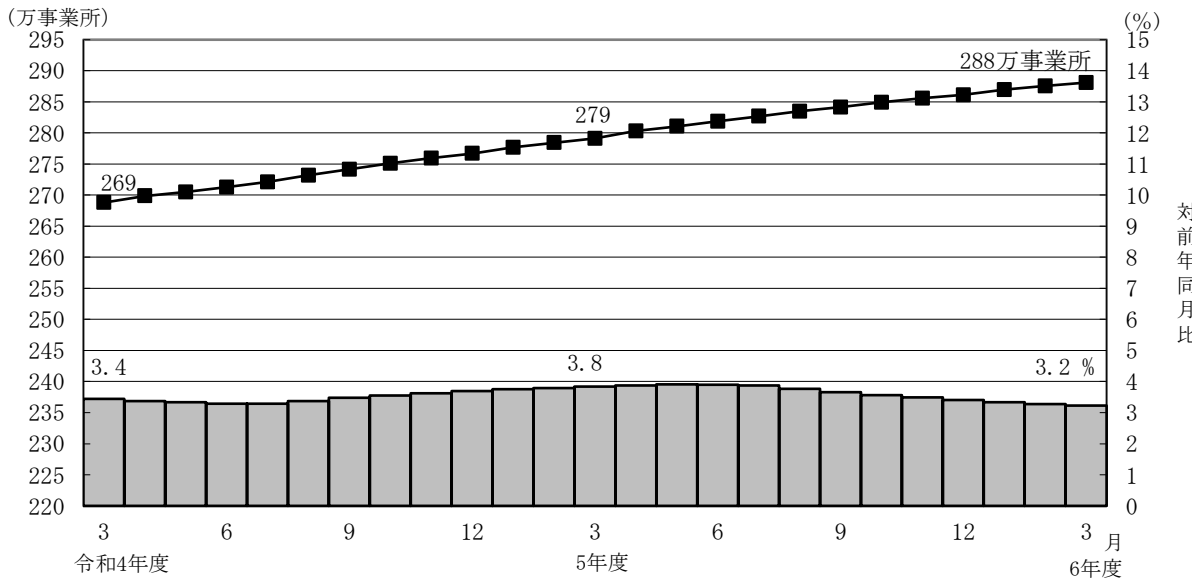
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

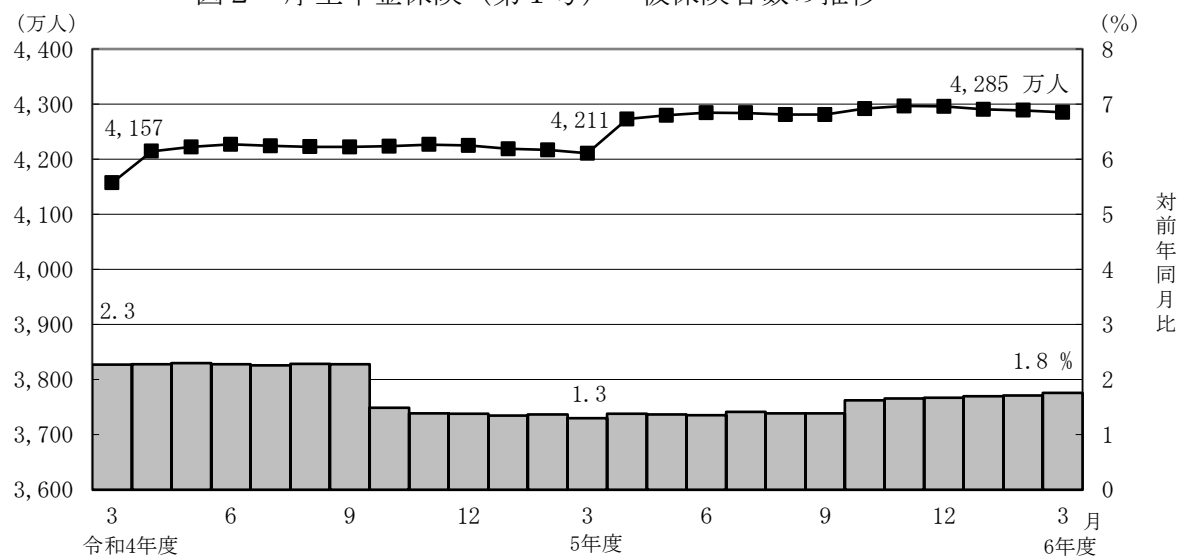
- 令和7年3月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は288万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.2%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号）適用事業所数の推移



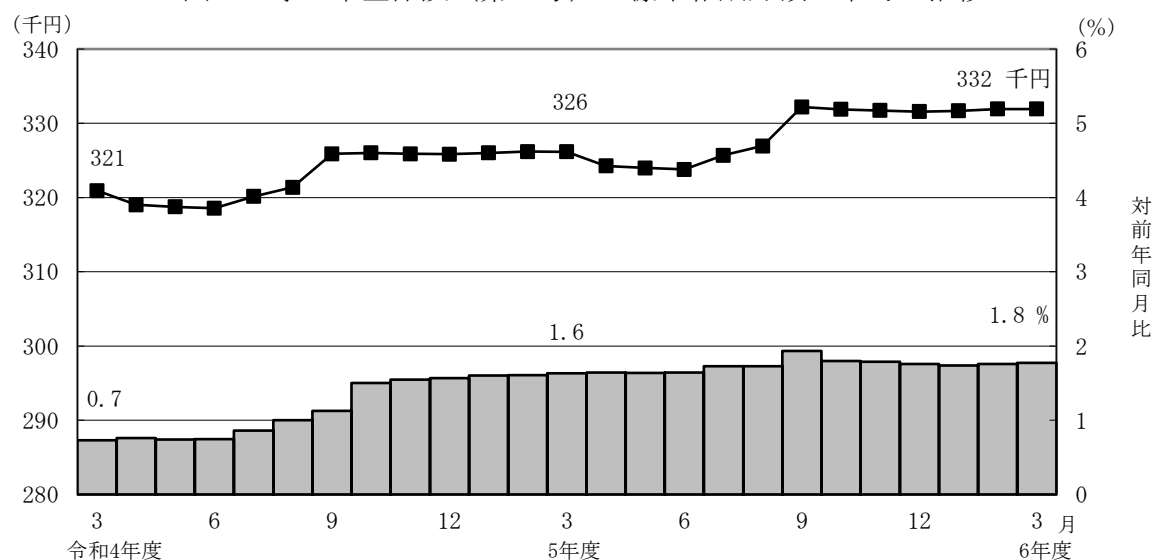
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,285万人となっており、前年同月に比べて74万人（1.8%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,523万人（対前年同月比16万人、0.7%増）、女子が1,756万人（対前年同月比58万人、3.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比10人、2.5%減）、船員が5万人（対前年同月比6百人、1.2%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、33万1,936円となっており前年同月に比べて1.8%増加している。内訳をみると、一般男子は37万6,922円（対前年同月比1.8%増）、女子は26万6,974円（対前年同月比2.4%増）、坑内員は40万132円（対前年同月比2.2%増）、船員が44万2,860円（対前年同月比1.6%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

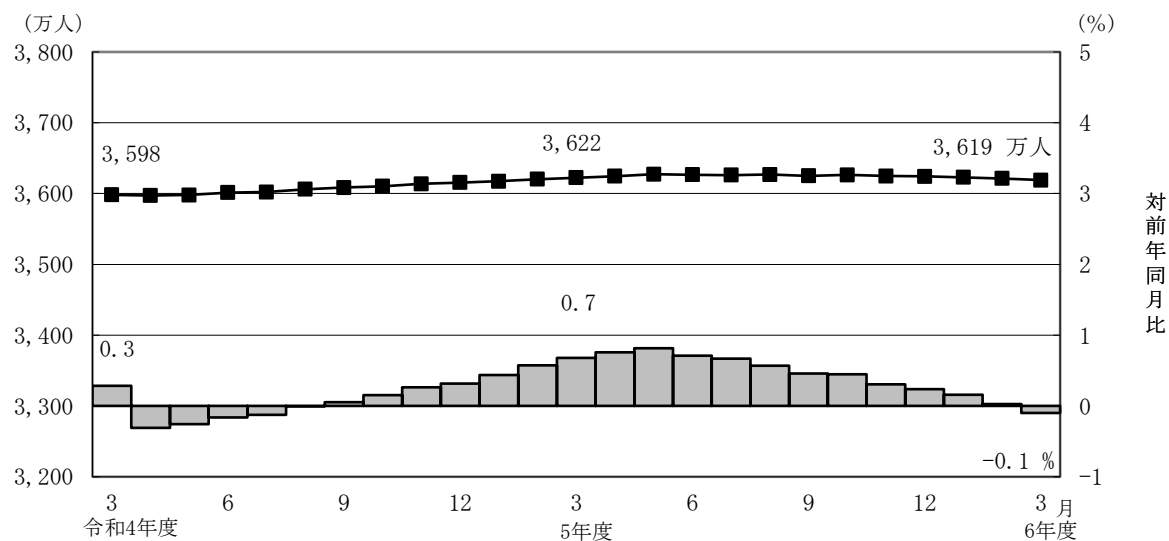


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は11万事業所、賞与支給被保険者数は319万人、標準賞与額の平均は29万5,534円となっている。

(2) 給付状況

- 令和7年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,619万人（旧法厚年分40万人、新法厚年分3,556万人、旧法船保分1万人、旧共済分22万人）で、前年同月に比べて4万人（0.1%）減少している。
- 老齢給付の受給者数は2,980万人（旧法厚年分18万人、新法厚年分2,944万人、旧法船保分2千人、旧共済分17万人）で、前年同月に比べて9万人（0.3%）減少している。
- 障害給付の受給者数は55万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分52万人、旧法船保分7百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.1%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は584万人（旧法厚年分20万人、新法厚年分559万人、旧法船保分7千人、旧共済分5万人）で、前年同月に比べて4万人（0.6%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和7年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、15万1,142円となっている。

○ 令和7年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は2万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は7万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 6 年 10 月	23,828	13,327	10,501	13,814,929	11,726,439	2,088,490	48,315	73,325	16,574
11 月	22,305	12,600	9,705	13,292,905	11,335,726	1,957,179	49,663	74,972	16,806
12 月	20,826	11,694	9,132	12,399,888	10,569,552	1,830,335	49,617	75,320	16,703
令和 7 年 1 月	18,821	10,459	8,362	11,184,304	9,527,709	1,656,595	49,521	75,913	16,509
2 月	18,433	10,337	8,096	11,252,356	9,649,791	1,602,565	50,871	77,793	16,495
3 月	17,897	10,094	7,803	11,007,960	9,451,161	1,556,799	51,256	78,026	16,626

	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 6 年 10 月	76,375	72,487	3,888	9,991,701	9,604,610	387,091	10,902	11,042	8,297
11 月	76,358	72,573	3,785	10,021,187	9,643,821	377,366	10,937	11,074	8,308
12 月	77,048	73,259	3,789	10,112,795	9,741,688	371,107	10,938	11,081	8,162
令和 7 年 1 月	73,120	69,602	3,518	9,637,583	9,287,707	349,876	10,984	11,120	8,288
2 月	70,704	67,406	3,298	9,352,039	9,018,497	333,542	11,023	11,149	8,428
3 月	68,908	65,744	3,164	9,097,282	8,780,642	316,640	11,002	11,130	8,340

表7 厚生年金保険（第1号） 受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和6年3月末 (千人)	令和7年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和6年3月末 (億円)	令和7年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計		36,225	36,189	△ 0.1	257,560	263,750	2.4
老 齢 年 金	計	15,724	15,781	0.4	171,796	175,720	2.3
	旧共済組合除く 計	15,579	15,653	0.5	169,850	174,005	2.4
	旧法	136	107	△ 21.7	2,073	1,643	△ 20.7
	新法	15,440	15,544	0.7	167,698	172,302	2.7
	船員保険（旧法）	3	2	△ 25.2	79	60	△ 23.9
	旧共済組合 計	145	128	△ 11.2	1,946	1,715	△ 11.9
	旧法	37	30	△ 18.3	745	608	△ 18.4
	新法	107	98	△ 8.8	1,201	1,107	△ 7.8
通算老齢年金 ・25年未満	計	14,171	14,021	△ 1.1	25,463	26,018	2.2
	旧共済組合除く 計	14,120	13,974	△ 1.0	25,357	25,922	2.2
	旧法	95	74	△ 22.9	370	295	△ 20.3
	新法	14,024	13,900	△ 0.9	24,986	25,626	2.6
	船員保険（旧法）	0	0	△ 25.1	1	1	△ 21.8
	旧共済組合 計	51	46	△ 8.5	106	97	△ 8.6
	旧法	1	1	△ 17.5	5	4	△ 17.9
	新法	50	45	△ 8.3	101	93	△ 8.1
障 害 年 金	計	523	545	4.1	3,521	3,723	5.7
	旧共済組合除く 計	522	543	4.2	3,504	3,707	5.8
	旧法	23	21	△ 8.0	276	260	△ 5.8
	新法	497	521	4.8	3,212	3,432	6.8
	船員保険（旧法）	1	1	△ 6.7	16	15	△ 5.3
	旧共済組合 計	2	2	△ 8.5	18	16	△ 8.1
	旧法	1	1	△ 11.2	10	9	△ 10.0
	新法	1	1	△ 6.9	8	7	△ 5.8
遺 族 年 金	計	5,795	5,833	0.6	56,747	58,259	2.7
	旧共済組合除く 計	5,743	5,786	0.7	56,166	57,733	2.8
	旧法	206	188	△ 8.9	2,148	2,002	△ 6.8
	新法	5,529	5,591	1.1	53,887	55,611	3.2
	船員保険（旧法）	8	7	△ 9.8	131	121	△ 7.6
	旧共済組合 計	52	46	△ 10.7	582	526	△ 9.6
	旧法	15	13	△ 11.8	173	155	△ 10.0
	新法	37	33	△ 10.2	409	371	△ 9.3
通算遺族年金	計	12	10	△ 14.0	33	29	△ 11.0
	旧共済組合除く 計	11	10	△ 14.0	32	29	△ 10.9
	旧法	11	9	△ 13.9	31	28	△ 10.8
	船員保険（旧法）	0	0	△ 16.5	1	1	△ 13.9
	旧共済組合 計	0	0	△ 15.7	1	1	△ 14.1
	旧法	0	0	△ 15.7	1	1	△ 14.1

注1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

2. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

3. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

4. 年金総額には一部停止額を含む。

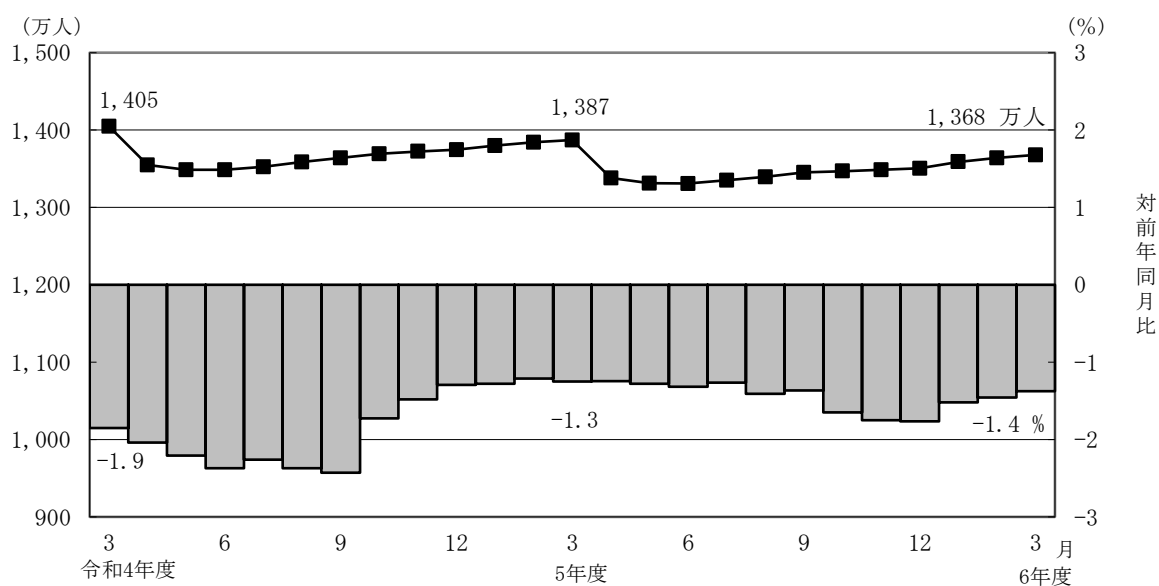
5. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 国民年金

(1) 適用状況

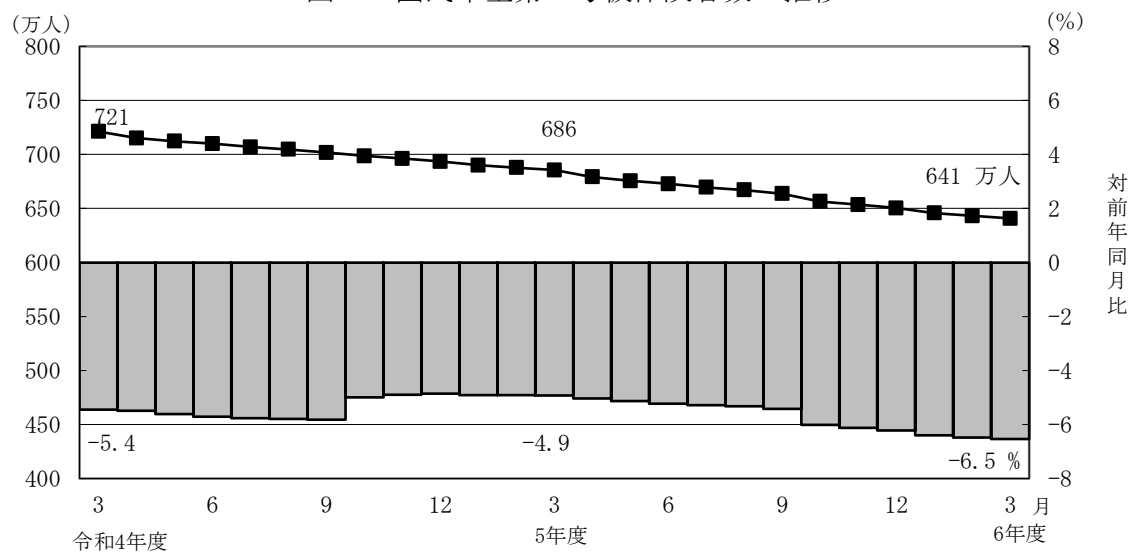
- 令和7年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,368万人となっており、前年同月に比べて19万人（1.4％）減少している。内訳をみると、男子は723万人（対前年同月比8万人、1.1％減）、女子は645万人（対前年同月比11万人、1.7％減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は641万人となっており、前年同月に比べて45万人（6.5％）減少している。内訳をみると、男子は13万人（対前年同月比4千人、3.1％増）、女子は628万人（対前年同月比45万人、6.7％減）となっている。

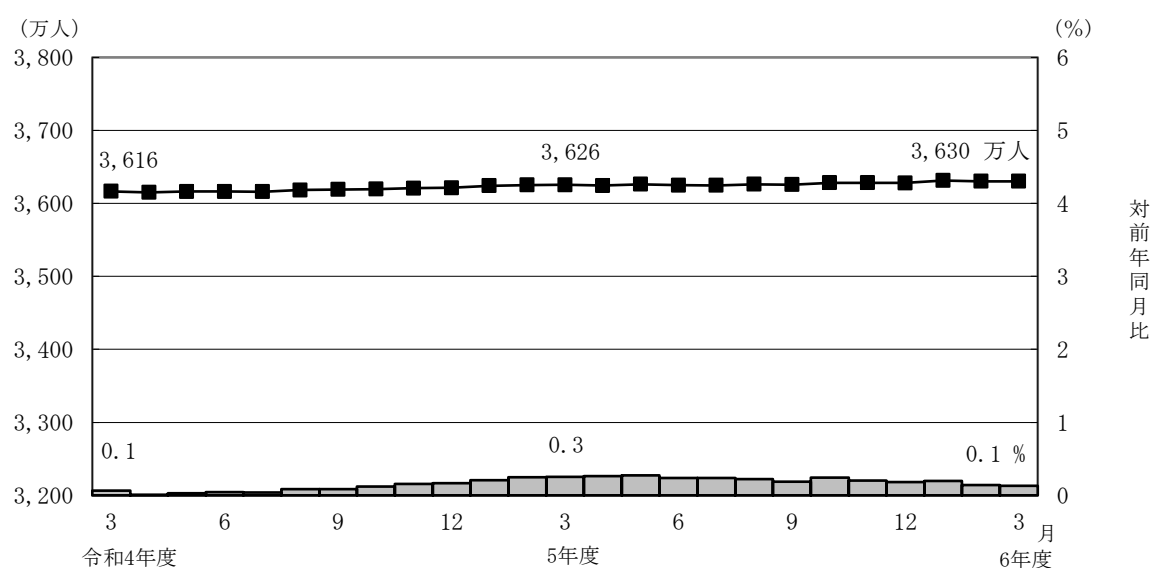
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和7年3月末の国民年金受給者数は3,630万人（旧法拠出制30万人、基礎年金3,601万人）で、前年同月に比べて5万人（0.1%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,400万人（旧法拠出制27万人、基礎年金3,373万人）で、前年同月に比べて9千人（0.0%）増加している。
- 障害給付の受給者数は222万人（旧法拠出制2万人、基礎年金219万人）で、前年同月に比べて4万人（1.7%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて3百人（0.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和7年3月末で5万9,431円となっている。

老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万6,402円となっている。

- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況を見ると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が8百人となっており、繰上げ受給率は7.5%である。なお、令和5年度新規裁定者の繰上げ受給率は5.7%となっている。

表 8 国民年金受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和6年3月末 (千人)	令和7年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和6年3月末 (億円)	令和7年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
国民年金 計		36,255	36,302	0.1	251,109	258,897	3.1
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		6,712	6,447	△ 3.9	45,887	45,696	△ 0.4
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	計	33,057	33,052	△ 0.0	228,886	235,720	3.0
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4,662	4,400	△ 5.6	29,577	28,816	△ 2.6
	旧法拠出制	196	162	△ 17.1	960	805	△ 16.2
	新法基礎年金	32,861	32,890	0.1	227,926	234,915	3.1
	(再掲) 基礎のみ	5,606	5,392	△ 3.8	37,105	36,841	△ 0.7
	(再掲) 基礎のみ共済なし	4,466	4,237	△ 5.1	28,617	28,011	△ 2.1
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	計	931	944	1.4	2,243	2,363	5.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	263	234	△ 11.2	611	558	△ 8.7
	旧法拠出制	135	103	△ 23.3	312	243	△ 22.2
	新法基礎年金	796	841	5.6	1,931	2,120	9.8
	(再掲) 基礎のみ	130	133	1.7	305	322	5.6
	(再掲) 基礎のみ共済なし	128	130	1.5	300	316	5.3
障 害 年 金	計	2,180	2,218	1.7	19,068	19,879	4.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,757	1,783	1.5	15,411	16,027	4.0
	旧法拠出制	27	24	△ 9.8	241	223	△ 7.5
	新法基礎年金	2,153	2,194	1.9	18,827	19,656	4.4
	(再掲) 基礎のみ	1,779	1,809	1.7	15,598	16,252	4.2
	(再掲) 基礎のみ共済なし	1,730	1,759	1.7	15,170	15,804	4.2
遺 族 年 金	計	88	88	△ 0.3	913	936	2.5
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	31	30	△ 0.3	287	295	2.8
	旧法拠出制	6	6	△ 3.7	27	26	△ 2.9
	新法基礎年金	82	82	△ 0.0	886	909	2.7
	(再掲) 基礎のみ	31	31	0.7	333	345	3.4
	(再掲) 基礎のみ共済なし	24	24	0.6	260	269	3.4

注 1. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

2. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 年金総額には一部停止額を含む。

4. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第 1 号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。